

第 2 部

平成10年度において講じた
環境の保全及び創造に関する施策

環境基本計画の施策体系

- 1 循環を基調とする経済社会システムの実現
＜持続的発展が可能な地域社会の実現＞**
 - 1) 環境への負荷の少ない社会の構築
 - (1) 廃棄物減量化とリサイクル
 - (2) 大気環境の保全
 - (3) 水環境の保全
 - (4) 土壌・地盤環境の保全
 - (5) 環境汚染化学物質の適正管理
 - 2) 環境関連産業の振興
 - (1) 環境関連技術の開発
 - (2) 環境関連産業の育成・振興
- 2 自然と人間との共生の確保＜豊かで多様な自然環境の保全＞**
 - 1) 森林、農地、水辺等の持つ環境保全機能の確保
 - (1) 森林の環境保全機能の確保
 - (2) 農地の環境保全機能の確保
 - (3) 都市地域の自然環境の確保
 - (4) 水辺（河川、溪流、砂浜、沿岸域等）の環境の保全
 - 2) 多様な自然環境の保全と生物多様性の確保
 - (1) 「貴重な自然」と「身近な自然」の保全
 - (2) 生物多様性の確保と野生生物の保護管理
- 3 快適な環境の保全と創造＜恵み豊かで文化の香り高い地域の創造＞**
 - 1) 自然環境と調和した生活空間の創造
 - (1) 親しみやすい水環境の保全と創造
 - (2) 豊かで多様な緑の保全と創造
 - (3) 良好な景観の保全と創造
 - (4) 歴史的・文化的環境の保存と整備
 - 2) 人と自然とのふれあいの確保
 - (1) 人と自然とのふれあいの推進
 - (2) 都市と農山漁村の交流の推進
 - (3) 温泉の保護と活用
- 4 すべての主体の参加による行動＜県民総参加による継続的取組＞**
 - 1) 自主的な活動の推進
 - (1) 各主体の協力連携体制の整備
 - (2) 県民・事業者・行政の自主的取組の推進
 - (3) 普及啓発・広報
 - 2) 環境教育、環境学習の推進
 - (1) 環境教育・学習体制の整備
 - (2) 環境教育・学習活動の推進
- 5 地球環境保全に向けた活動の推進と国際交流＜地域から地球環境保全の推進＞**
 - (1) 地球温暖化防止対策の推進
 - (2) オゾン層保護対策の推進
 - (3) 酸性雨防止対策の推進
 - (4) その他の地球環境問題への取組の推進
 - (5) 環日本海諸国との連携強化と協力
- 6 共通的・基盤的施策の推進**
 - (1) 環境関連高等教育機関等の整備推進
 - (2) 環境影響評価の推進
 - (3) 環境情報の整備・提供
 - (4) 環境に関する監視体制の整備充実及び調査研究の推進
 - (5) 環境に配慮した社会資本整備等の推進
 - (6) 環境基本計画推進体制の整備充実

第2部 平成10年度において講じた環境の保全及び創造に関する施策
第1章 循環を基調とする経済社会システムの実現

大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会システムや生活様式（ライフスタイル）の定着に伴い、自然界の復元能力を超えて環境に大きな影響が及んでいる。本県でも、日常生活に起因する都市河川の汚濁や復元能力の脆弱な湖沼の富栄養化、産業活動に起因する産業廃棄物の増大による処理施設の逼迫といった問題が生じている。このため、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできるだけ低減することを目指し、廃棄物の発生抑制、リサイクル 適正や処理やエネルギー 資源の適正利用を進める必要がある

第1節 環境への負荷の少ない社会の構築

1 廃棄物減量化とリサイクル

(1) 廃棄物の発生抑制 減量化 再資源化の推進

ア 一般廃棄物

エコショップの認定

平成7年度から、ごみの減量化・リサイクル協力店を「エコショップ」として認定しており、協力店舗の拡大を図るとともに 5月に「エコショップ協議会」を設置し、普及啓発を行った

エコショップ店舗数 H9年度46⇒H10年度118

毎年10月のマイ バッグ キャンペーン（買物袋持参運動）の呼びかけを行った。

容器包装リサイクル法施行への対応

平成9年4月の本格施行を受けて 法律の趣旨の県民への普及啓発と 市町村指導を行った。

イ 建設副産物の再資源化

建設リサイクル推進事業

建設副産物の搬出状況と再生利用状況の実態調査のほか 建設発生残土については、協議会を通じ情報交換した。

農業用廃プラスチック再利用等推進事業

鳥取県農業用廃プラスチック適正処理推進協議会に設置した検討委員会において 再利用のあり方等を調査検討した

ウ 家畜排泄物の肥料化

さわやか畜産確立事業

畜産経営における環境保全を図りつつ 健全かつ安定的な畜産経営の発展に資するため、家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに、堆きゅう肥の流通体制の確立を図った

平成10年度実施箇所 12施設

畜産堆肥広域流通体制整備事業

広域流通センターの設置、需給計画の策定、需要とりまとめ 幹旋等を行った

平成10年度実施事業地区：3地区

(2) 廃棄物適正処理の推進

廃棄物処理法第19条並びに浄化槽法第53条に基づく立入検査を行った。

表2-1 廃棄物関係監視・指導状況 (平成10年度)

立入場所 検査件数	一般廃棄物						下水道 終末処 理施設	合計
	し尿 処理 施設	浄 化 槽	ごみ 処理 施設	粗大ご み処理 施設	その 他	小計		
立入検査件数	22	730	95	4	41	892	49	941
理化学検査件数	22	386	61	0	31	500	74	574

一般廃棄物減量化・再生利用推進事業

広域市町村圏を単位とした「ごみ処理広域化推進協議会」を東・中・西部に設置し、ごみ処理施設の整備等ごみの広域的処理について具体的な方策を検討した

産業廃棄物処理指導事業

産業廃棄物関係の監視・指導状況は以下のとおりである

表2-2 産業廃棄物関係監視 指導状況 (平成10年度)

立入場所	立入検査件数	理化学検査件数
排出事業所	739	15
産業廃棄物処理業者	71	0
中間処理施設	212	24
最終処分場	509	211
その他	212	0
合計	1,743	250

平成9年6月の廃棄物処理法改正を受け以下の対応を行った。

規制対象外の既設ミニ処分場の把握、浸出水調査の実施

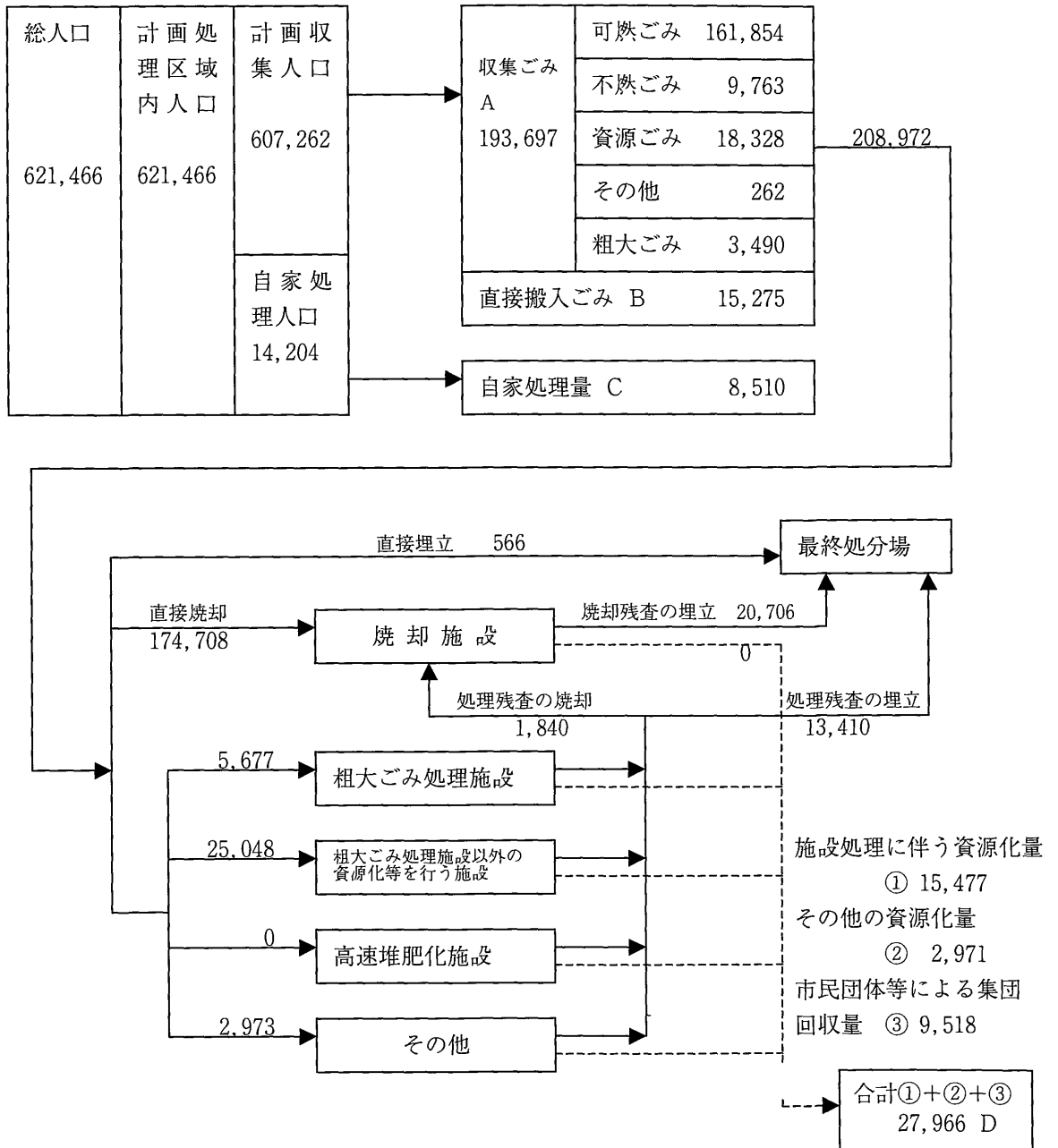
産業廃棄物処理施設の設置許可に当たり専門家の意見を聞くための「鳥取県廃棄物専門委員会」の設置

「鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱」の見直し

平成9年度のごみ処理の概要

直接埋立	直接焼却	中間処理施設搬入	総排出量(自家処理を除く)
566 t	174 708 t	33 698 t	208 972 t

ごみ処理系統図 (単位 人、t)



$$\begin{aligned}
 \text{リサイクル率} &= D \div (A + B + C) \\
 &= 27,966 / 217,482 \\
 &= 12.8\%
 \end{aligned}$$

廃棄物焼却施設に対するダイオキシン排出規制の現場指導に必要な簡易測定器を3保健所に配備

公共関与処分場設置推進事業

公共関与産業廃棄物最終処分場の整備の円滑な推進を図るため（財）鳥取県環境管理事業センターへの職員の派遣、センター運営費等への融資等による支援を行った

(3) 散乱ごみ 投棄ごみ対策の推進

環境美化対策推進事業

「鳥取県環境美化の促進に関する条例」に基づき、清掃等美化活動の推進、協議会での散乱ごみ対策の検討、散乱ごみ現状写真の募集 展示等を行った。環境美化促進地区の指定、環境美化指導員の設置のほか 市町村が設置する啓発看板、ごみ箱等の整備に助成を行った。

環境美化促進指定地区：12市町村16地区（累計17市町村28地区）

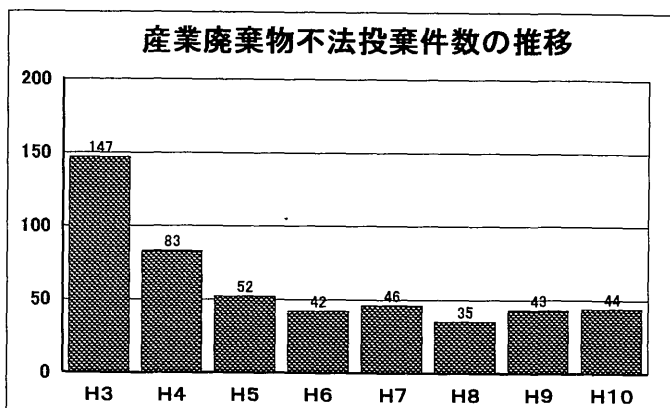
環境美化指導員数：28名

表2-3 環境美化促進地区一覧

(平成11年3月現在)

市町村	指定地区名	指定年度	市町村	指定地区名	指定年度
鳥取市	樗谿公園地区	10	若桜町	若桜駅前周辺地区	9
	鳥取砂丘地区	10	用瀬町	町道屋住佐治線地区	10
	久松公園地区	10	佐治村	辰巳峠地区	9
	白兎海岸地区	10		さじアストロパーク地区	9
米子市	米子水鳥公園地区	10		村道佐治用瀬線地区	10
岩美町	鴨が磯・城原地区	9	鹿野町	健康と福祉の里地区	10
	浦富地区	9	青谷町	鳴り砂の浜 長尾岬地区	10
	岩井温泉地区	9	羽合町	ハワイ温泉地区	10
	大羽尾・小羽尾陸上地区	10			
福部村	砂丘地区	9	東郷町	不動滝地区	10
	岩戸地区	10		羽衣石城山公園地区	10
河原町	桜つつみ河川公園地区	9	西伯町	緑水湖地区	10
	河原中央公園地区	10	日吉津村	日野川 日吉津海岸地区	9
八東町	ふる里の森地区	9	中山町	萩原地区	9
			江府町	大山環状道路地区	9

産業廃棄物の不法投棄の監視を行う不法投棄監視員を各市町村ごとに設置し 監視活動を行うとともに 民有地に投棄された投棄者不明産業廃棄物を市町村が処理する費用の一部を助成した。(不法投棄処理件数 24件)



海岸に漂着した廃棄物を市町村が計画的に処理する費用の一部を助成した

2 大気環境の保全

(1) 工場・事業場対策の推進

工場・事業場におけるばい煙対策等

平成10年度における大気汚染防止法及び鳥取県公害防止条例に基づく届出施設は、ばい煙発生施設1,004施設、粉じん関係特定施設192施設である

これらの届出施設について、廃棄物焼却炉を中心に延べ376施設に立入し、25施設について煙道中の排出ガスについて調査を行った結果、排出基準に違反していたのは1件(改善済み)であった。

表2-4 煙道中排出ガス測定立入検査状況(平成10年度)

令別表第1の施設数	いおう酸化物		ばいじん		塩化水素		窒素酸化物		合計	
	立入	違反	立入	違反	立入	違反	立入	違反	立入	違反
	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数
1 ホイパー	2	0	2	1	0	0	2	0	6(2)	1
2 焼成炉	0	0	0	0	1	0	0	0	1(1)	0
11 乾燥炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0
13 廃棄物焼却炉	20	0	21	0	22	0	19	0	82(23)	0
計	22	0	23	1	23	0	21	0	89(26)	1

(注) () .. 工場・事業場数

表2-5 大気関係監視延指導件数(平成10年度)

延監視指導件数	ばい煙発生施設		計	粉じん発生施設			計	合計
	法	その他		法	条例	その他		
	278	62	340	36	0	0	36	376

(2) 自動車交通公害対策の推進

渋滞の解消

鳥取県第3次渋滞対策プログラム（平成10～14年度）に沿って 県内道路の主要渋滞箇所の解消を図った。

公共交通機関利用の促進

低公害車の導入促進

（第5章の1（3）参照）

(3) スパイクタイヤ粉じん対策

「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」に基づき4市23町3村をスパイクタイヤ使用禁止地域として指定しており 脱スパイクタイヤを呼びかけている。

(4) 有害大気汚染物質モニタリング

有害大気汚染物質のうち 中央環境審議会が対策の優先度の高いものとして示した「優先取組物質」について、平成10年3月から大気汚染防止法に基づき、環境基準が設定されたベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等を県においてもモニタリングを開始したところであるが 平成10年度の調査結果を見ると、特に問題となる数値は検出されていない

(5) 騒音対策の推進

騒音規制法による規制

騒音規制法による県内の規制地域指定は、平成10年度末現在で7市町村について行われている。規制の対象となる、指定地域内の金属加工機械等の特定施設を設置している工場・事業場（「特定工場等」）の総数は平成10年度末現在で351である。また指定地域内の規制対象となる建設作業（政令で定めるくい打作業等の特定建設作業）の平成10年度実施の届出件数は25件であった これらに対して市町村により指導が行われた

(6) 振動対策の推進

振動規制法による規制

振動規制法による県内の規制地域指定は、平成10年度末現在で5市町について行われている。規制の対象となる、指定地域内の金属加工機械等の特定施設を設置している工場・事業場（「特定工場等」）の総数は平成10年度末現在で175である また指定地域内の規制対象となる建設作業（政令で定めるくい打作業等の特

定建設作業)の平成10年度実施の届出件数は13件であった これらに対して市町村により指導が行われた

航空機騒音

現在環境基準のあてはめは行っていないが 鳥取空港及び米子空港について航空機騒音の調査を行った

(7) 悪臭対策の推進

悪臭防止法による規制

悪臭防止法による指定地域は平成10年度末現在で4市26町4村で 悪臭規制を行っているが、県内の5事業場について悪臭測定を行った。

また、屋外における燃焼行為に伴い発生するばい煙、悪臭等を規制するため鳥取県公害防止条例によりゴム、皮革、合成樹脂、廃油、硫黄及びピッチ並びにこれらを含む物を屋外において燃焼させることを禁止しており 野焼きについて市町村と連携の上指導した

(8) 緑化の推進

緑化奨励事業

県民総参加による緑づくりの機運を醸成し、豊かな緑に包まれた潤いのある県土づくりを推進するため 県民参加の植樹祭の開催等森林や緑の大切さを普及啓発した

3 水環境の保全

(1) 工場 事業場対策の推進

特定事業場排水調査

水質汚濁防止法及び鳥取県公害防止条例に基づき 特定事業場の排水の調査、施設の改善指導を行った。

水質汚濁防止法関係では 784件に立入り、736件の排水調査を行い 27件に文書で改善指導を行った。(うち2件を公表)

また、鳥取県公害防止条例関係では、12件に立入り 9件の排水調査を行った。(改善指導対象なし。)(件数はすべて延べ件数)

表2-6 立入検査、改善指導状況(平成10年度)

水質汚濁防止法適用事業場

立入検査 事業場延件数	排水調査 事業場延件数	違反事業場 延件数	改善指導 延件数	改善命令 件数
784	736	2	27	0

鳥取県公害防止条例適用事業場

立入検査 事業場延件数	排水調査 事業場延件数	違反事業場 延件数	改善指導 延件数	改善命令 件数
12	9	0	0	0

(注) 改善指導延件数は文書で指導を行った件数

表2-7 違反事業場の違反内容 (平成10年度)

業 種	件数	違反項目		
		pH	BOD	COD
水産食料品製造業	1	1	1	
野菜・果実の保存食料品製造業	1			1
合 計	2	1	1	1

(2) 生活排水対策の推進

公共下水道事業、流域下水道事業

・下水道は、生活環境の改善及び河川等の公共用水域の保全のため重要な施設である。平成10年度末の下水道の普及率は全国平均の58% (前年比2.0ポイント増) に対し、鳥取県37.5% (全国第29位、前年比2.2ポイント増) とかなり遅れている。

鳥取県では、天神川、東郷池の水質保全を図るため、天神川流域下水道事業計画に基づき、天神浄化センターを整備、一部を供用している

美保湾流域別下水道整備総合計画策定事業

日野川、美保湾の水質環境保全に必要な流域内の下水道整備基本計画を平成10年度から3カ年で策定中である

農業集落排水処理施設整備事業

農業集落排水施設は農業集落排水事業、農村総合整備事業により、昭和57年度に東郷町、日吉津村で着手し、平成10年度までに34市町村で実施されている。

漁業集落排水処理施設整備事業

漁港機能の増進と背後集落における生活環境の総合的な改善の一環として岩美町、青谷町で排水施設の整備を行った

合併処理浄化槽設置推進事業

生活環境及び公共用水域の保全のため、浄化槽の適正な維持管理を推進するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業 (設置者への設備費の一部補助) を実施する市町村に対して県費助成を行い、合併処理浄化槽設置の推進を図った。補助実績 14市町村、320基

表2-8 平成10年度末 公共下水道整備状況

市町村名	行政区域 人口 (A) 人	全体計画 面積 ha	全体計画 処理人口 人	平成10年度末整備状況			普及率 (B)/(A) %
				整備面積 ha	処理可能 面積 ha	処理可能 人口(B) 人	
鳥取市	146,681	3,597.0	160,358	1,648.8	1,648.8	93,602	63.8
米子市	137,633	4,777.0	130,500	969.8	969.8	50,950	37.0
倉吉市	50,373	1,411.5	54,210	735.5	735.5	27,197	54.0
境港市	37,726	1,743.0	41,300	390.4	383.5	10,841	28.7
国府町	8,464	86.8	3,900	71.3	71.3	2,696	31.9
岩美町	14,714	92.0	2,760	78.1	78.1	2,122	14.4
福部村	3,589	68.0	10,000	4.0	4.0	54	1.5
郡家町	10,298	174.0	5,600	128.4	128.4	3,687	35.8
河原町	8,709	173.0	6,900	59.2	57.2	2,051	23.6
八東町	5,883	45.0	1,810	19.5	19.3	774	13.2
若桜町	5,273	90.0	3,650	33.6	32.1	1,990	37.7
用瀬町	4,577	48.0	2,850	19.2			
智頭町	9,977	96.0	4,300	9.0			
気高町	10,297	191.0	8,650	47.0	47.0	1,600	15.5
鹿野町	4,474	124.0	6,120	58.5	58.5	1,622	36.3
青谷町	8,612	98.0	3,500	43.9	43.4	2,068	24.0
羽合町	7,689	452.4	8,800	217.6	217.6	6,648	86.5
泊村	3,189	48.1	2,110	24.4	24.4	963	30.2
東郷町	6,803	261.0	5,230	159.7	159.7	4,872	71.6
三朝町	8,313	202.0	5,420	156.8	156.8	3,843	46.2
関金町	4,537	106.0	2,340	81.2	81.2	2,026	44.7
北条町	8,219	271.8	11,210	63.4	43.9	2,317	28.2
大栄町	9,422	317.0	9,700	98.7	89.0	2,750	29.2
東伯町	12,519	442.0	9,640				
赤碕町	8,723	290.0	8,700	1.0			
西伯町	8,305	129.5	4,950	33.6	28.8	1,450	17.5
岸本町	7,412	93.0	3,600	20.7			
日吉津村	2,907	98.0	4,440	85.7	85.7	2,887	99.3
淀江町	9,310	323.0	12,480	74.0			
大山町	7,202	60.0	11,650	42.0	21.0	203	2.8
名和町	7,707	161.0	6,100	2.0			
中山町	5,513	75.0	2,260	32.3	24.6	918	16.7
日野町	4,737	83.0	2,430	42.2	42.2	1,187	25.1
江府町	4,255	39.0	1,650	5.4			
溝口町	5,559	45.0	1,800	29.0	26.0	850	15.3
(35)							
その他町村 (4)	19,267						
鳥取県計 (39)	618,868	16,311.1	560,918.0	5,485.9	5,277.8	232,168	37.5

注) 1 「行政人口」はH11 3 31現在の住民基本台帳(市町村振興課調べ)による。

2 鳥取市の計画面積、人口は国府町分、福部村分を除く。

3 「その他の町村」は、船岡町、佐治村、会見町、日南町である。

4 H10の繰り越し分は含まない。

生活排水対策推進事業

県下全域を対象に、生活排水対策を推進するための普及啓発を行った

- ・テレビスポットの放映、生活排水対策実践活動啓発パンフレットの作成配布
- 水生生物による水質調査普及パンフレットの作成、配布
- エコ クッキング体験学習（講師小林カツ代氏） 山陰合同銀行工事現場の壁面広告

（３） 中海・湖山池等の湖沼水質保全対策

湖山池水質管理計画の推進

「湖山池水質管理計画」を推進するとともに県衛生研究所を中心に湖山池汚濁機構解明のための調査を引き続き実施した。また湖山池流域の工場・事業場に上乘せ排水規制を適用するため 水質汚濁防止法第３条第３項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部改正にあたり 県環境審議会に諮問し答申をいただいた。

中海湖沼水質保全計画の推進

第２期「中海に係る湖沼水質保全計画」を推進するとともに、中海汚濁機構解明のための調査を継続して実施した。また、第３期計画の策定方針を検討した。加えて中海水質汚濁防止対策協議会（鳥取 島根両県及び関係市町村の議員で構成）を運営した。

（４） 地下水汚染対策の推進

地下水の水質調査を行ったほか トリクロロエチレン等有害化学物質使用事業場に対して、排水の適正処理についての指導を行った。

（５） ゴルフ場農薬排水対策の推進

ゴルフ場周辺水質調査指導事業

ゴルフ場で使用する農薬によるゴルフ場周辺の水域に対する水質汚濁を未然に防止する観点から、環境庁の示した暫定指導指針に従い、県内の各ゴルフ場について年２回排水調査を実施し（２回とも指針値内） 農薬の適正使用の指導に努めた。

（６） 水道水源等の監視強化

水道水源等監視指導事業

将来にわたる水道水の安全性を確保し、水道事業者への適切な指導に資するため、「鳥取県水道水質管理計画」に基づき水質基準を補完する「監視項目」について水質検査を実施し 各監視地点とも指針値を超過する項目はなかった

「地震時の水道応急対策行動指針」策定事業

水道の地震対策として 県が実施する広域的な応急対策の調整について 具体的な手順を示した「地震時の水道応急対策行動指針」を策定した

(7) 海域の水質保全

漁場環境維持対策事業

沿岸域、湖沼の漁場環境、生物環境のモニタリング 漁業公害の調査を実施し 漁業被害の防止及び漁場の保全を図った

(8) 水源林の整備

保安林整備事業

第2章第1節の1 森林の環境保全機能の確保参照

4 土壌・地盤環境の保全

(1) 土壌汚染対策の推進

公害防除特別土地改良事業

農用地土壌汚染対策地域及び周辺農用地の農業生産性の向上と農業経営の安定を図るため、受益面積20ha以上の地区を対象に客土及び区画整理を実施した

旧岩美鉱山、旧太宝鉱山鉱害防止事業

旧岩美鉱山及び旧太宝鉱山について、坑廃水処理及び施設の維持管理を行った

埋設農薬安全処理対策事業

埋設農薬の将来にわたっての安全性を確保するため 市町村、農協で構成する実行委員会が行う農薬の掘削回収等に助成するとともに 埋設箇所周辺の環境調査、回収した農薬の最終処理を行った

(2) 地盤沈下対策の推進

地盤沈下防止対策事業

鳥取市北部の沈下量測定は 平成7年度から隔年実施することとしている
(平成10年度未実施)

5 環境汚染化学物質の適正管理

ダイオキシン類の調査指導

県内3地点で一般環境大気中のダイオキシン類濃度を測定したところ、いずれの地点においても大気環境指針である0.8pg-TEQ/m³を大幅に下回っていた。

また、ダイオキシン類の発生源として小型焼却炉が問題となっていることから 啓発用チラシを作成し、廃棄物の分別・リサイクルの徹底による焼却物の減量、

焼却にあたってはプラスチック類を分別除去し、これが困難な廃棄物は焼却しないことの周知を図った。

環境汚染化学物質対策の推進

平成10年5月に、庁内関係課で組織する「環境汚染化学物質対策連絡会議」を設置し、情報収集、交換及び総合的な対策の検討を行ったほか、国の環境ホルモン緊急全国一斉調査（水質、底質、土壌、水生生物等）の実施に協力した。

第2節 環境関連産業の振興

1 環境関連技術の開発

産業技術センター整備推進・移転準備事業

環境関連技術を含めた技術開発の推進拠点として鳥取県産業技術センター本場の整備を引き続き行った

県内研究機関連携推進事業

公設の試験研究機関が相互に連携して本県独自の技術開発に努め、大学、高専、公設試験場などの研究成果を県内企業に波及させるため、新技術、新製品開発の促進に努めた。

環境関連技術開発推進事業

県産業技術センターは、県内の中小企業が取り組むことのできる環境関連技術の開発・普及に努め、これまで廃棄物として処理されてきた、魚のうろこ、おから、らっきょう等の有効活用の研究を行った

2 環境関連産業の育成・振興

とっとり新産業創造支援事業

太陽電池を活用した浄化装置の開発等、環境技術の振興に取り組む県内中小企業に対して、研究開発に係る経費の一部を助成した

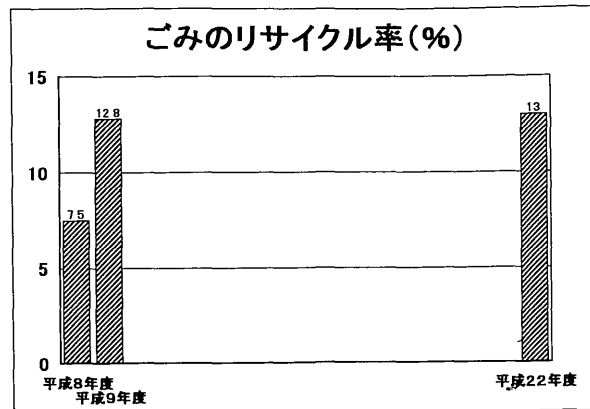
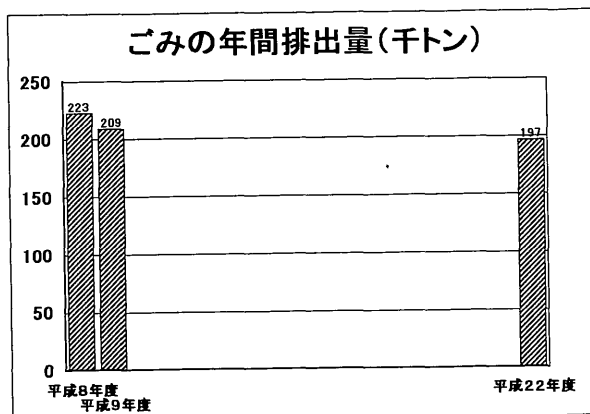
国際環境規格認証取得モデル企業育成支援事業

ISO14000Sの認証取得に取り組む県内中小企業に対し経費の一部を助成するとともに、人材養成のためのセミナーを開催した

平成10年度支援事業所 2事業所

〔重点プロジェクト1「資源循環型地域社会づくり」指標からみた進捗状況〕

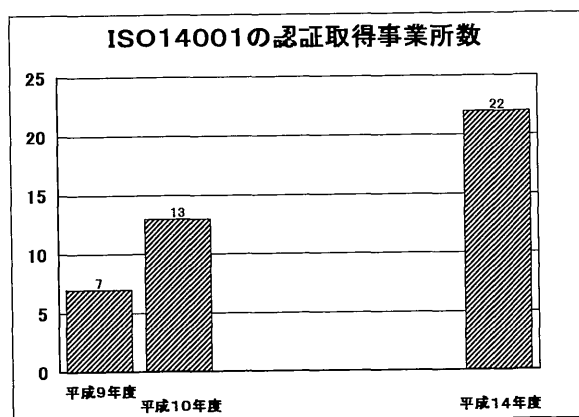
ごみの排出量の削減、リサイクルの推進については 着実に進捗しつつあるといえる。リサイクル率については、平成9年度に新たに東、西部にリサイクルプラザが整備されると共に、容器包装リサイクル法が施行され、ごみの内でも大きな割合を占める容器包装の分別収集が強化されたことが要因として上げられる。



※ごみのリサイクル率・市町村及び集団回収の収集量のうち資源化されるごみの割合

産業廃棄物の排出量については、平成12年度策定予定の第5次産業廃棄物処理計画の中で明らかにすることとしている

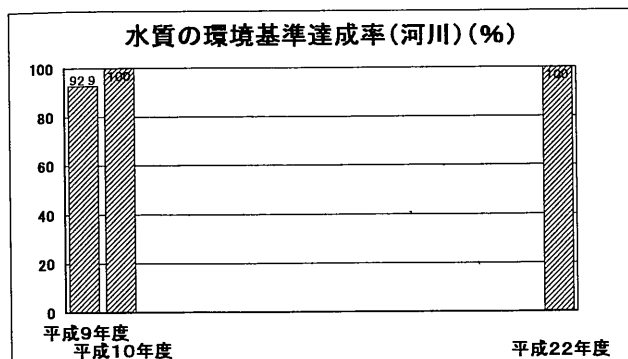
ISO14001の認証取得事業所数については、現状で目標の約6割の達成状況であるが、ISO14001認証取得を商取引の条件にするなどのスタンダード化が進んでおり、県内企業にも認証取得熱が増している。加えて、県が設けた「国際環境規格認証取得モデル企業育成支援事業」の支援効果の浸透などによって、認証取得に乗り出した企業が数社あり 基本計画に上げた目標の達成は平成12年度中にも達成しそうな状況である。



※ISO14001・規格の国際統一を進める民間の国際機関が発行した規格のうち、環境マネジメントシステム（環境負荷を継続的に低減するよう配慮した経営システム）を定めた国際規格

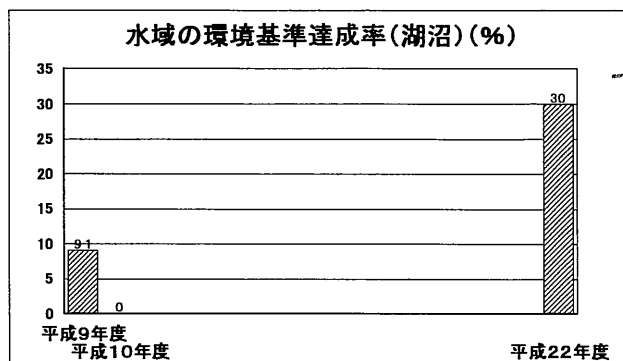
〔重点プロジェクト2「流域からの水環境保全」指標からみた進捗状況〕

水質の環境基準達成率については、河川については一部の都市河川を除いて概ね良好な水質を維持していると評価される



※環境基準達成率…県内の環境基準地点数のうち 環境基準を満たしている地点の割合とした。

湖沼については 湖山池、東郷池、中海の環境基準点11箇所のうち、平成9年度までは1箇所（中海の境水道中央部）のみ環境基準を達成していたが、平成10年度の水質測定結果では11箇所すべて環境基準を達成していなかった

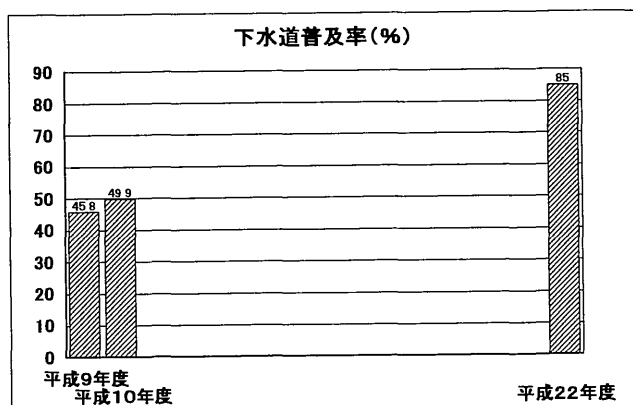


湖山池の水質浄化対策については、平成3年度に策定した「湖山池水質管理計画」に基づき、浄化施策を総合的、計画的に推進するとともに、工場・事業場からの排水規制を強化するために水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例の改正に向け、環境審議会で検討を行った。

湖山池の現状の水質はCOD、全窒素 全燐とも管理目標値を下回る水準で推移している

中海については、平成6年度に策定した第2期「中海に係る湖沼水質保全計画」が平成10年度で終了し、平成11年度中に第3期計画（計画期間：平成11年度～15年度）を策定する予定である。第2期湖沼水質保全計画に盛り込まれた施策については、概ね計画どおり実施されたにもかかわらず 水質目標は達成されなかったため その原因を今後調査検証する必要がある

下水道については 生活排水対策に資する施策として 今後も着実な普及の推進が必要である



※下水道等普及率…行政人口（年度末住民基本台帳登録人口）に占める、公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、林業集落排水、合併処理浄化槽、コミュニティプラントによる処理人口の割合とした。

水源かん養保安林については その機能の観点から適切な保全 管理が必要である。

